

税のお知らせ

9月の納税等

- 国民健康保険税／第3期
- 後期高齢者医療保険料／第3期
- 介護保険料／第3期
- 農業集落排水処理施設使用料／第3期
- 保育料／9月分
- 納期限／9月30日(火)

納期限内の納付にご協力ください。納付書にe-L・Q Rが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジツト納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・Q Rに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替も利用できます。

家屋を取り壊したら減失登記が必要ですよ

家屋を取り壊された場合、法務局において減失登記の手続きを行ってください。

登記のされていない家屋については「建物減失届」を早急に提出してください。

提出がない場合、取り壊された

ことが分からないため、家屋が残っているものとして固定資産税が課税される場合があります。

必要書類

- 建物減失届(税務課窓口または村公式ホームページの「暮らし↓税金↓固定資産税」よりダウンロードできます。)
- 建物取り壊しの契約書の写し
- 解体業者の取り壊し証明書
- 建物が存在したことが分かる写真および建物が減失したことが分かる写真

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のために行う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認したうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を評価します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますのでご協力をお願いします。

順次、連絡・日程調整をして評価に伺っています。完成後すぐに評価を希望される方は、事前に連絡をお願いします。

絡をお願いします。

定額減税補足給付金(不足額給付)の手続きはお済みですか？

令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)の支給額に差額が生じる方などを対象に、不足額給付として支給をします。

対象となる方には確認書を送付していますので、内容を確認のうえ必ず期限までに手続きをお願いします。

手続き期限

10月31日(金)(当日消印有効)

問合せ先

総務部税務課



飛島村内犯罪状況 (令和7年6月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし	
6月	0	0	0	0	0	
1~6月	3	0	0	1	0	
区分	特殊詐欺	SNS型投資詐欺	SNS型ロマンス詐欺	自動車盗	自転車盗	
6月	0	0	0	0	0	
1~6月	2	0	0	0	0	
区分	ひったくり	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)
6月	0	0	0	0	0	1
1~6月	0	0	1	0	0	3

警察からのお知らせ

けいさつだより

車上ねらい被害を防ぐために、次のことを心掛けましょう。

- 車から離れる時は、必ず貴重品を持って出る
- 車を無施錠のままにしない